

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

更新申請記載例(法人)

令和 年 月 日

様式第1の表面の「申請者」欄と同じものとなります。

氏名又は名称	株式会社 奈水設備
郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所	奈良県〇〇市〇〇町〇〇番地
代表者氏名	代表取締役 奈水 太郎
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

提出先の水道事業者（水道業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）写しを添付してください。）（公表： ☒ 可 ☐ 不可）
☒ 受講 （ 令和 6年 8月15日 ） ☐ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

営業日、営業時間等	（公表： ☒ 可 ☐ 不可）
営業日： 営業 平日 定休日 土日 祝日 応相談	営業時間： 8：00～17：00 その他： 漏水修繕の連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
漏水修繕対応の可否	（公表： ☒ 可 ☐ 不可）
☒ 屋内（トイレ、蛇口、屋内配管） ☒ メーターより敷地内埋設部、屋外配管（堀削有） ☐ 漏水修繕対応不可	
漏水修繕が可能なエリア	
☒ 大和高田市 ☒ 大和郡山市 ☒ 天理市 ☒ 橿原市 ☒ 桜井市 ☒ 五條市 ☒ 御所市 ☒ 生駒市 ☒ 香芝市 ☒ 宇陀市 ☒ 平群町 ☒ 三郷町 ☒ 斑鳩町 ☒ 安堵町 ☒ 川西町 ☒ 三宅町 ☒ 田原本町 ☒ 高取町 ☒ 明日香村 ☒ 上牧町 ☒ 王寺町 ☒ 広陵町 ☒ 河合町 ☒ 吉野町 ☒ 大淀町 ☒ 下市町	
対応工事種別（新設・改造 等）：該当□に✓をつけて下さい。（公表： ☒ 可 ☐ 不可）	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター	（ ☒ 新設 ☒ 改造 ）
水道メーター ～ 宅内給水装置	（ ☒ 新設 ☒ 改造 ）
その他	（公表： ☒ 可 ☐ 不可）
年末年始、12/28～1/3は定休	

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条
法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）
4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
奈水 太郎	給水装置工事主任技術者現地研修会 公益財団法人 給水工事技術振興財団	令和〇年〇月〇日
奈水 協子	給水装置工事主任技術者 eラーニング研修 公益財団法人 給水工事技術振興財団	令和〇年〇月〇日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への記載を含みます。）		
☒ 可 ☐ 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講等）の写しを添付してください。
自社内研修については、研修内容を記載してください。
受講者名は、公表の対象ではありません。
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条
 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）
 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は□に✓を入れてください。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。				
技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験を有しているか。(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事 年度
		保有している資格等※		
奈水 太郎	○	○	給水装置工事配管技能 検定合格者証	R6
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への記載を含みます。)				
☒ 可 ☐ 不可				

- ※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。
- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術復財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会終了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。